

平成30年度第2回宮崎県地方独立行政法人評価委員会 議事要旨

1 開催日時 平成30年8月7日(火) 13:30～15:10

2 場 所 県庁本館2階 講堂

3 出席委員 宮崎大学理事兼副学長 伊達 紫
宮崎県看護協会長 中武 郁子
公認会計士 高妻 和寛
公立大学法人大分県立看護科学大学理事長兼学長 村嶋 幸代

4 審議概要

議事(1) 公立大学法人宮崎県立看護大学の平成29年度業務実績評価について
(全体評価から項目別評価の大項目第1まで)

事務局から資料を説明し委員質疑を行った。主な質疑は以下のとおり。

【委員】	卒業研究の評価はできあがったものを評価するもので、プロセスを評価するものではないのか。
【看護大学】	評価の観点がいくつかあるが、卒業論文として完成させることが目標なので、そこを含めた学生の取り組みの姿勢や文献検索のあり方等を含めて評価することとしており、プロセスも含めて十分評価できるようにしている。
【委員】	他にルーブリックを活用しているものはないのか。
【看護大学】	今年度はルーブリックを各領域の講義や演習等に広げている。
【委員】	入試募集人員の見直しは、どのような組織で決定されているのか。
【事務局】	大学の入試委員会において決定いただいている。
【委員】	高校訪問について、法人の業務実績報告書の7ページで「新たに高校訪問を18回行い」との記載があるが、28年度も13回訪問を行っている。「新たに」という記載について、訪問方法の変更等があったのか。

- 【看護大学】 28年度までは、模擬授業等での高校訪問の機会を活用して、進路指導の教員が御挨拶をするという形だった。29年度からは、理事長や学長が正式に高校を訪問し、情報交換を行ったうえで、優秀な学生に看護大を受験いただくよう依頼をする形を始めた。以前とは別枠で入試に特化した形の高校訪問を29年度から行っている。
- 【事務局】 今、御議論いただいた部分については、新たな形での高校訪問を行うということで、事務局での理解不足があった。
- 【委員】 理事長や学長が18回の高校訪問を行い、入学生の確保に努めたということで、この部分については内容を修正させていただく。
- 【委員】 県内就職の促進の「今後も原因の分析を進め～」の記載について、現在の記載だと大学が原因の分析を進めると読める。前回の委員会で、大学だけの取組では限界があるので、県の戦略として看護協会等を含めて取り組むべきと意見した。もう少し県や看護協会等と幅広く取り組むというニュアンスを記載してほしい。
次に、Uターン支援について、同窓会組織がどれくらいしっかりしているかにより変わってくると思うが、現在はどのような状況か。
- 【看護大学】 現在、同窓会に必ず参加するという形で動いており、組織的な動きは活発化してきている。活発化に向けては、卒業生で大学教員となっているものもいるので、そのメンバー中心に進めていく。
- 【事務局】 県内就職の部分については、大学の業務実績の評価（案）ということでこのように記載させていただいた。当然、県としても、看護大学だけで解決できるものではなく、看護大学・医師会・看護協会等関係機関と連携して取り組むべきものと考えている。あくまでも評価書の記載ということで、このようにさせていただいた。
- 【委員】 「県・看護協会と連携して」といった文言を、「今後も」か「取組の」の前に追加いただいてはどうか。
- 【委員】 そのような文言を入れて修正させていただく。
- 【委員】 評価書案4ページの一番下の項目について、周産期医療「教科」については、記載が違うのではないか。
- 【委員】 こちらについては、「周産期医療を強化する」といった記載に修正させていただく。

- 【委員】 P 5 の研究に関する部分の一つ目、「目標とする全教員の科研費申請に向け」との記載があるが、全教員の科研費申請はプロセス上の中途の目標と考えられる。教員が研究費を自分で獲得するというのが基本的な目標であると思うので「目標とする」の部分は削除した方がいいのでは。
- 【委員】 「目標とする」の記載は削除させていただく。

議事（１）公立大学法人宮崎県立看護大学の平成２９年度業務実績評価について
（大項目第２から第５まで）

事務局から資料を説明し委員質疑を行った。主な質疑は以下のとおり。

- 【委員】 委員会運営要綱等を定めたことで、どれくらい開催時間の短縮が図られたのか。
- 【看護大学】 これまで先生方の時間を調整しながら委員会を開催してきたが、原則、月曜日に集約する形で委員会を開催している。月曜日に集中する形にはなるが、標準開催時間を定め効率的に運営できている。
- 【委員】 月曜日に委員会を開催する場合、金曜日に準備が必要となり大変ではないか。
- 【看護大学】 委員会によっては、事前にプロセスを協議する会議を行っているものもある。特に教務委員会では協議事項が多く、調整しながらやっている。
- 【委員】 これまで授業料の滞納はあったのか。
- 【看護大学】 滞納案件は毎年数件は出てくるが、年度を超えて残っているのはこれまでもない。学納金システムは、銀行に入った時点で滞納情報を把握しやすくなっており、学生に早く接触することで、早めの納付につながっている。
- 【委員】 余剰金はどのくらいあったのか。
- 【看護大学】 未処分利益として約２，６６０万円となっている。
- 【委員】 監査法人はどのようになっているか。

【看護大学】	資本金の額が100億円以上の法人は会計監査人の監査を受ける必要があるが、当法人はその規模に達していないため、会計監査人の監査は受けていない。ただし、我々も法人の決算は初めてであるため、監査法人トーマツから助言等をいただいている。
【委員】	事務局が追加した内容は、報告書のどこに記載があるか。
【事務局】	報告書（参考資料1）の28ページの実施状況及び判断理由欄に記載されている部分を集約化して記載している。
【委員】	大項目の第5の評価について、異議があるわけではないが、「IV」評価でいいのか疑問が残る。
【委員】	これまでやっていなかったこととして、マニュアルの見直しを行ったこと等、先ほど説明があったような取組が記載されていると思う。
【委員】	第4については、自己点検の冊子化など大学が頑張ったことがよくわかるが、第5については頑張りが見えづらいので発言させていただいた。評価については、このままでもいいと考える。

評価書案に関して下記の点について修正を加え、評価書とすることを決定。修正文言については委員長一任となった。

○4 ページの高校訪問に関する記載

「前年度を超える」の記載について、「理事長・学長が新たに高校訪問を行った」ということを評価する旨の記載とする

○4 ページの県内就職の促進に関する記載

「県や看護協会などの関係機関と連携し取組を一層推進する」旨の記載を追加する

○4 ページの別科助産専攻に関する記載

「周産期医療教科」の記載について、「周産期医療を強化する」旨の記載とする

○5 ページの科学研究費助成事業の申請に関する記載

「目標とする全教員の科研費申請に向け」の記載について、「目標とする」の記載を削除する

議事（２）公立大学法人宮崎県立看護大学の各事業年度に係る業務の実績に関する評価実施要領について

今年度の評価を踏まえ、評価実施要領に関して意見交換を行った。

- | | |
|-------|---|
| 【委員】 | 項目別評価の案は、県、大学のどちらが作っているのか。合議により案として出されたものなのか。高い評価案が出てきた場合に、それをこの場で下げるとするのは中々難しい。 |
| 【事務局】 | 評価書については評価委員会で決定いただくもの。事務局としてはたたき台として案を示させていただいた。あくまでも委員の皆様の御意見で評価を決定いただくという仕組みとなっている。 |
| 【委員】 | そうであれば、案としてはすべて「Ⅲ」評価で出していただかないと案として「Ⅳ」を示されると「Ⅲ」にするのは難しい。 |
| 【事務局】 | 事務局では、評価要領の「すべてA又はB」であれば「Ⅳ」評価、「A又はBが8割以上」であれば「Ⅲ」評価という目安を元に案を作成させていただいた。法人側の評価や先日の評価委員会での御意見をふまえ案としてお示ししたところである。 |
| 【委員】 | 案であれば全部「Ⅲ」として出すことも考えるべきではないかと思う。 |
| 【事務局】 | 案について全て「Ⅲ」評価とする方法もあると思うが、そうするのであれば、今回を機に要領の記載について工夫する必要があると考えられる。 |
| 【委員】 | すべて「Ⅲ」評価で評価委員会で議論する場合、限られた時間の中でどのくらい検討できるかという点でどうかと思う。ある程度事務局において評価をいただいて、それを評価委員会で認めるかどうかという評価の仕方が効率的だと思う。 |
| 【委員】 | 本日の評価委員会は、法人側が決定したA～Dの評価を元に、委員会側の評価がⅣ～Ⅰのどれに該当するかを総合的に判断する場であると思う。そうであれば、要領の評価内容の（）記載は、法人の評価が「すべてA又はB」であれば自動的に「Ⅳ」評価になるようにも読み取れるので、果たして必要なのかと考えている。「原則として」という記載を加える方法もあると思う。法人の評価が委員会の評価とイコール |

になってしまうと、委員会審議の足かせになる。法人の自己評価について、項目全てを入念に審議する物理的余裕があればいいが、要領を元に原案を作っていただき審議の方が効率的ではないかと思う。

【事務局】 参考資料1の3ページに、法人の項目別評価のAやBの割合が出ている。委員から大項目第5の「IV」評価はどうかという御意見があったが、全てA又はBの場合でも、AとBの割合は異なっている。Aが〇%以上、Bが〇%以上という目安があれば、事務局でより機械的に案を作成することはできる。その案を元に、この場で委員の皆様にご協議いただく方法もある。

【委員】 AとBの評価の割合についても、要領でより具体的な定めがあれば案は作りやすいとの意見であるが。

【委員】 しっかりと1対1対応にするのも難しい。数値で評価するのも一つの方法であるし、逆に（）書きを全て外して評価する方法も一つ。ある程度このような割合はないと評価はしづらいかもしれないが、ダイレクトにつながらない方がいいと思う。評価区分「IV」の「すべてA又はB」は甘いと思う。

【委員】 「すべてA又はB」だと「IV」評価になってしまうのが現状。A評価が少ない中でも、その項目が大学全体にとってどれくらい評価につながるのかを議論して判断しないといけない。委員が言われたとおり、短い時間の中でも協議をして決める部分を持つ必要がある。評価内容からは（）書きはとってしまった方がいいのかもしれない。

【委員】 各項目のウエイトが一律ではないので、一律に〇%以上と基準を定めると、たたき台としてはいいかもしれないが、実際検討するにあたってはどうかと思う。第4も第5もAの割合は他と変わりはない。割合を強調するのであれば、各設問に対して、この項目は〇点とウエイト付けまでしないといけないのではないか。

【委員】 評価実施要領の見直しについては、「原則として」すべてA又はBとの記載にするか、事務局において代替案があれば御提示いただいて、委員会で審議をしたい。この点については、今後の宿題としたい。